

項、第二十三条第三項及び第二十四条第五項関係)

第八 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正

一 移行農林共済年金について、第三の三及び五の二に準じた改正を行うこと。(附則第十六条第四項及び第十三項関係)

二 その他所要の改正を行うこと。

第九 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四百号)の一部改正

一 三十歳未満の国民年金第一号被保険者等であつて本人及び配偶者の所得が一定以下であるものに係る国民年金の保険料の免除の特例を五年間延長し、令和十七年六月までとすること。(附則第十九条第二

項関係)

二 その他所要の改正を行うこと。

第十 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一

部改正

改 正 案	現 行
附 則 （国民年金の保険料の免除の特例） 第十九条 （略） 2 平成十八年七月から令和十七年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、同法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（第四条の規定による改正後の国民年金法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者（国民年金法第五条第七項に規定する配偶者をいう。）が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。 一 三 （略） 3 6 （略）	附 則 （国民年金の保険料の免除の特例） 第十九条 （略） 2 平成十八年七月から令和十二年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、同法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（第四条の規定による改正後の国民年金法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。 一 三 （略） 3 6 （略）

第十三 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正

- 一 三十歳以上五十歳未満の国民年金第一号被保険者等であつて本人及び配偶者の所得が一定以下であるものに係る国民年金の保険料の免除の特例を五年間延長し、令和十七年六月までとすること。（附則第

十四条第一項関係）

- 二 その他所要の改正を行うこと。

第十四 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正

- 一 独立行政法人福祉医療機構は、令和九年四月一日から当分の間、貸付金の弁済に充当した後の残余の金銭の支払を行う業務その他厚生労働省令で定める関連業務を行うことができるものとする。 （附

則第三十九条第一項関係）

- 二 その他所要の改正を行うこと。

第十五 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正

- 一 第二の一及び第三の五の改正に伴う所要の改正を行うこと。（第三十一条第六項、第三十二条第四項、第六項及び第七項並びに第三十三条の二関係）

○ 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）（抄）（第十六条
 関係）【公布日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （国民年金の保険料の免除の特例） 第十四条 平成二十八年七月から令和十七年六月までの期間において、五十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間（三十歳に達した日の属する月以後の期間に限る。以下この項において同じ。）がある第一号被保険者等（第一号被保険者又は第一号被保険者であつた者をいう。次条第一項において同じ。）であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は同法第九十条第一項に規定する学生等（以下この項において「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、同法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（同法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあっては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者（同法第五条第七項に規定する配偶者をいう。）が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。 一 三 （略） 二 九 （略）	附 則 （国民年金の保険料の免除の特例） 第十四条 平成二十八年七月から令和十二年六月までの期間において、五十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間（三十歳に達した日の属する月以後の期間に限る。以下この項において同じ。）がある第一号被保険者又は第一号被保険者であつた者であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は同法第九十条第一項に規定する学生等（以下この項において「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、同法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（同法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあっては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。 一 三 （略） 二 九 （略）